

## 附 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成24年10月1日から実施します。

(内国郵便約款の廃止)

第2条 郵便事業株式会社が定めた内国郵便約款は、廃止します。

(差し出された郵便物に関する経過措置)

第3条 この約款の実施前に郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成24年法律第30号）附則第9条の規定による改正前の法（以下「旧法」といいます。）及び日本郵政株式会社法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年総務省令第78号）第4条の規定による改正前の郵便法施行規則その他旧法に基づく総務省令（以下「旧法令」と総称します。）並びに前条（内国郵便約款の廃止）の規定による廃止前の内国郵便約款（以下「旧約款」といいます。）の規定に従って差し出された郵便物は、この約款の相当の規定に従って差し出された郵便物として取り扱います。

(郵便事業株式会社等がした行為等に関する経過措置)

第4条 この約款の実施前に旧法令又は旧約款の規定に基づき郵便事業株式会社及び郵便局株式会社（以下「郵便事業株式会社等」といいます。）がした承認、指定その他の行為は、この約款の相当の規定により当社がした承認、指定その他の行為とみなします。

- 2 この約款の実施の際現に旧法令又は旧約款の規定に基づき郵便事業株式会社等に対してされている請求、届出その他の行為は、この約款の相当の規定により当社に対してされた請求、届出その他の行為とみなします。
- 3 この約款の実施前に旧法令又は旧約款の規定に基づき郵便事業株式会社等に対し届出、報告、資料の提出その他の手続をすることとされている事項でこの約款の実施前にその手続がされていないものについては、この約款の相当の規定により当社に対して届出、報告、資料の提出その他の手続をすることとされた事項についてその手続がされていないものとみなします。

(小包葉書等に関する経過措置)

第5条 旧約款の附則（平成19年10月1日実施。以下この条において同じとします。）第5条（小包葉書等に関する経過措置）第1項の規定により同項の小包葉書として取り扱うこととされていたものについては、第20条（第二種郵便物）の規定にかかわらず、当分の間、これを当社が提供する郵便以外の送達役務に係る荷物の外部に添付して同時に送達する第二種郵便物として取り扱います。この場合における料金については、料金表の規定による通常葉書の料金を適用します。

- 2 旧約款の附則第5条（小包葉書等に関する経過措置）第2項の小包葉書については、当分の間、第46条（切手類の交換）の規定により他の切手類と交換することができます。この場合における交換手数料については、料金表の規定による通常葉書の手数料を適用します。
- 3 旧約款の附則第5条（小包葉書等に関する経過措置）第3項の規定により第二種郵便物として取り扱うこととされていた郵便葉書については、第24条（郵便葉書に浮出添付等のできる範囲）第1項の規定にかかわらず、当分の間、これを第二種郵便物として取り扱います。

(定形小包包装物の交換等に関する経過措置)

第6条 日本郵政公社が定めた内国郵便約款第3条（用語の定義）の表中7に規定する定形小包包装物（次項において単に「定形小包包装物」といいます。）については、当分の間、第46条（切手類の交換）の取扱いをします。この場合において、次の表の第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる字句は、同表の第3欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとします。

第1欄	第2欄	第3欄
第46条の見出し	切手類	切手類等
第46条第1項	又は料額印面の汚染し、若しくは	、料額印面の汚染し、若しくはき

	き損されていない郵便葉書、郵便書簡若しくは特定封筒	損されていない郵便葉書、郵便書簡若しくは特定封筒又は配達証がはがれていない定形小包包装物					
	若しくは特定封筒の	、特定封筒若しくは定形小包包装物の					
第46条第3項	請求者	請求者（定形小包包装物の交換を請求する者を除きます。）					
第46条第4項	切手類の	切手類又は定形小包包装物の					
	請求者の提出する切手類	請求者の提出する切手類及び定形小包包装物					
	<table border="1"> <tr> <td>2 1に掲げるもの以外のもの</td> <td>その事業所において現に販売している通常切手類のうち請求者が希望するもの</td> </tr> </table>	2 1に掲げるもの以外のもの	その事業所において現に販売している通常切手類のうち請求者が希望するもの	<table border="1"> <tr> <td>2 1に掲げるもの以外のもの（定形小包包装物を除きます。）</td> <td>その事業所において現に販売している通常切手類のうち請求者が希望するもの</td> </tr> <tr> <td>3 定形小包包装物</td> <td>その事業所において現に販売している通常切手類（郵便書簡、当社が対価を得ないで図画等を記載した郵便葉書及び特定封筒を除きます。）のうち請求者が希望するもの</td> </tr> </table>	2 1に掲げるもの以外のもの（定形小包包装物を除きます。）	その事業所において現に販売している通常切手類のうち請求者が希望するもの	3 定形小包包装物
2 1に掲げるもの以外のもの	その事業所において現に販売している通常切手類のうち請求者が希望するもの						
2 1に掲げるもの以外のもの（定形小包包装物を除きます。）	その事業所において現に販売している通常切手類のうち請求者が希望するもの						
3 定形小包包装物	その事業所において現に販売している通常切手類（郵便書簡、当社が対価を得ないで図画等を記載した郵便葉書及び特定封筒を除きます。）のうち請求者が希望するもの						
第46条第5項	前項の	前項の表中1又は2の					
第46条第6項	切手類	切手類又は定形小包包装物					

2 配達証がはがれていない定形小包包装物は、前項の規定によるほか、平成27年3月31日までの間は、その料額印面に表された金額を、当社が別に定める方法により払い戻します。

(注) 当社が別に定める方法は、次のとおりとします。

- 1 口座振込
- 2 株式会社ゆうちょ銀行が提供する通常現金払

(別納郵便物及び後納郵便物に関する経過措置)

第7条 旧約款の規定による表示をして調製した封筒その他の物を使用して差し出された別納郵便物及び後納郵便物のうち、差出事業所名が表示されているものについては、当分の間、その表示された事業所に相当する事

業所の名称が表示されているものとみなします。

(計器別納郵便物に関する経過措置)

第8条 旧約款の規定に基づく計器別納取扱承認又は計器別納特例承認に係る料金計器の印影については、当分の間、その表示された事業所に相当する事業所の名称が表示されているものとみなします。

(業務用郵便物に関する経過措置)

第9条 日本郵政公社が定めた内国郵便約款第202条(業務用郵便物)の規定による表示をして差し出された郵便物(当社が別に定めるものに限り)については、第61条(料金受取人払)の規定にかかわらず、当社が指示するところにより、これを受取人払郵便物として取り扱います。

(注) 当社が別に定めるものは、「通信事務郵便」の文字が記載されているもの以外のものとします。

(広告郵便物等に関する経過措置)

第10条 第3表の1(広告郵便物の料金割引)の(2)に掲げる条件(同(2)のイに掲げるものを除きます。)を満たす広告郵便物であって、その郵便物をこれと同種の他の郵便物の送達日数に7日程度加算した日数により送達する特別な取扱いをすることの承諾(以下この条において「7日程度送達余裕承諾」といいます。)をしたもののうち、同(2)の表中2の(1)に掲げる条件を満たすもの以外のものについては、平成25年3月31日(以下この条において「期限日」といいます。)までの間に差し出される場合に限り、同(2)の表中1に掲げる基本割引率を適用すべきものとみなします。

2 第3表の1(広告郵便物の料金割引)の(3)に掲げる条件(同(2)のイに掲げるものを除きます。)を満たす広告郵便物であって、7日程度送達余裕承諾をしたもののうち、同(3)の表中2の(2)のイに掲げる条件を満たすもの以外のものについては、期限日までの間に差し出される場合に限り、同(3)の表中1に掲げる基本割引率を適用すべきものとみなします。

3 第3表の2(区分郵便物の料金割引)の(1)及び(2)に掲げる条件を満たす区分郵便物であって、7日程度送達余裕承諾をしたもののうち、同2の表中2の(2)に掲げる条件を満たすもの以外のものについては、期限日までの間に差し出される場合に限り、同2の表中1に掲げる基本割引率に同2の表中2の(1)に掲げる特別割引率を加算した率を適用すべきものとみなします。

(旧約款の規定により調製した様式等に関する経過措置)

第11条 旧約款に規定する様式又は書式により調製した用紙は、当分の間、使用することができます。

附 則(平成24年12月4日 郵郵事第77号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成25年1月7日から実施します。

(本人限定受取郵便物に関する経過措置)

第2条 この改正規定の実施前に差し出された本人限定受取郵便物については、この改正規定の実施後の規定を適用します。

附 則(平成25年1月17日 郵郵事第118号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成25年2月1日から実施します。

(本人限定受取郵便物に関する経過措置)

第2条 この改正規定の実施前に差し出された本人限定受取郵便物については、この改正規定の実施後の規定を

適用します。

附 則（平成25年2月21日 郵集配第56号）

この改正規定は、平成25年3月6日から実施します。

附 則（平成24年11月30日 郵施設第30号）

この改正規定は、平成25年5月4日から実施します。

附 則（平成25年4月23日 25-日郵施第9号）

この改正規定は、平成25年5月20日から実施します。

附 則（平成25年8月15日 25-日郵郵第33号）

この改正規定は、平成25年10月1日から実施します。

附 則（平成25年9月18日 25-日郵集第79号）

この改正規定は、平成25年10月21日から実施します。

附 則（平成26年1月10日 25-日郵施第106号）

この改正規定は、平成26年1月27日から実施します。

附 則（平成24年11月30日 郵施設第30号）

この改正規定は、平成26年2月16日から実施します。

附 則（平成25年11月8日 25-日郵施第86号）

この改正規定は、平成26年3月17日から実施します。

附 則（平成26年1月10日 25-日郵郵第82号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

（簡易書留料の割引に関する経過措置）

第2条 この改正規定の実施前に差し出された簡易書留郵便物に係る第6表の第3の2（簡易書留料の割引）の

(2)の備考の規定により差出人に支払っていただく額の算出については、この改正規定の実施前の規定を適用します。

(第三種郵便物の題号等の変更承認料に関する経過措置)

第3条 この改正規定の実施前に請求を受けた第三種郵便物の題号等の変更承認料については、この改正規定の実施前の規定を適用します。

附 則 (平成26年2月26日 25-日郵ゆ第87号)

この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

附 則 (平成26年3月12日 25-日郵施第130号)

この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

附 則 (平成26年8月8日 26-日郵施第47号)

この改正規定は、平成26年9月16日から実施します。

附 則 (平成26年7月11日 26-日郵施第42号)

この改正規定は、平成26年10月6日から実施します。

附 則 (平成26年7月31日 26-日郵サ第64号)

この改正規定は、平成26年10月6日から実施します。

附 則 (平成26年8月25日 26-日郵施第54号)

この改正規定は、平成26年10月6日から実施します。

附 則 (平成26年10月29日 26-日郵サ第108号)

この改正規定は、平成26年11月25日から実施します。

附 則 (平成27年1月14日 26-日郵施第98号)

この改正規定は、平成27年2月1日から実施します。

附 則 (平成27年2月6日 26-日郵施第108号)

この改正規定は、平成27年3月2日から実施します。

附 則（平成26年10月28日 26-日郵施第76号）

この改正規定は、平成27年3月23日から実施します。

附 則（平成27年3月13日 26-日郵施第123号）

この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。

附 則（平成27年3月12日 26-日郵サ第187号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成27年4月3日から実施します。

（失効）

第2条 この改正規定は、平成27年9月30日限り、その効力を失います。

附 則（平成27年4月20日 2015-日郵施第9号）

この改正規定は、平成27年5月18日から実施します。

附 則（平成27年6月1日 2015-日経財第35号）

この改正規定は、平成27年6月18日から実施します。

附 則（平成27年6月11日 2015-日郵施第21号）

この改正規定は、平成27年7月6日から実施します。

附 則（平成27年6月16日 2015-日郵サ第38号）

この改正規定は、平成27年7月9日から実施します。

附 則（平成27年3月31日 26-日郵施第134号）

この改正規定は、平成27年8月23日から実施します。

附 則（平成27年8月6日 2015-日郵施第46号）

この改正規定は、平成27年8月24日から実施します。

附 則（平成27年8月3日 2015-日郵サ第79号）

この改正規定は、平成27年10月1日から実施します。

附 則（平成27年8月4日 2015-日郵サ第80号）

この改正規定は、平成27年10月1日から実施します。

附 則（平成27年9月8日 2015-日郵施第61号）

この改正規定は、平成27年10月5日から実施します。

附 則（平成27年5月28日 2015-日チ企第21号）

この改正規定は、平成27年12月7日から実施します。

附 則（平成27年11月20日 2015-日郵サ第159号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成28年1月1日から実施します。

（本人限定受取郵便物に関する経過措置）

第2条 この改正規定の実施前に差し出された本人限定受取郵便物については、この改正規定の実施後の規定を適用します。

附 則（平成28年1月5日 2015-日郵サ第186号）

この改正規定は、平成28年2月1日から実施します。

附 則（平成28年1月13日 2015-日郵施第96号）

この改正規定は、平成28年2月1日から実施します。

附 則（平成28年2月9日 2015-日郵施第104号）

この改正規定は、平成28年3月7日から実施します。

附 則（平成28年3月14日 2015-日郵施第115号）

この改正規定は、平成28年4月1日から実施します。

附 則（平成28年3月30日 2015-日経財第210号）

この改正規定は、平成28年5月1日から実施します。

附 則（平成28年4月13日 2016-日郵サ第3号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成28年6月1日から実施します。

（簡易書留料の割引に関する経過措置）

第2条 この改正規定の実施前の第6表の第3の2（簡易書留料の割引）の(2)のアの(ア)又は同イの(イ)の規定による申出であって、その差出開始の予定期日の属する月が平成28年6月以降のものについては、その申出に係る料金割引は適用しません。

2 平成28年5月31日現在において、この改正規定の実施前の第6表の第3の2（簡易書留料の割引）の(2)のイ又は同イの規定による料金割引の適用を受けている者が差し出す簡易書留郵便物であって、差出開始日の属する月から1年を経過しない間に差し出され、かつ、同ア又は同イに規定する条件を満たすものの簡易書留料については、その差出開始日の属する月から1年を経過した月の前月末日までの間は、同ア又は同イの規定を適用します。

3 前項の簡易書留郵便物については、この改正規定の実施前の第6表の第3の2（簡易書留料の割引）の(2)の備考の1又は2の規定を適用します。

附 則（平成28年5月26日 2016-日郵施第14号）

この改正規定は、平成28年6月20日から実施します。

附 則（平成28年7月7日 2016-日郵施第26号）

この改正規定は、平成28年8月1日から実施します。

附 則（平成28年8月4日 2016-日郵施第31号）

この改正規定は、平成28年9月12日から実施します。

附 則（平成28年9月7日 2016-日郵施第45号）

この改正規定は、平成28年10月3日から実施します。

附 則（平成28年8月25日 2016-日郵サ第73号）

この改正規定は、平成28年10月11日から実施します。



附 則（平成29年1月16日 2016-日郵施第87号）

この改正規定は、平成29年1月30日から実施します。

附 則（平成29年2月14日 2016-日郵施第93号）

この改正規定は、平成29年3月6日から実施します。

附 則（平成29年3月14日 2016-日郵施第113号）

この改正規定は、平成29年4月1日から実施します。

附 則（平成29年4月4日 2017-日郵事第1号）

この改正規定は、平成29年4月10日から実施します。

附 則（平成29年4月29日 2017-日郵事第6号）

この改正規定は、平成29年5月4日から実施します。

附 則（平成29年5月15日 2017-日郵施第16号）

この改正規定は、平成29年5月29日から実施します。

附 則（平成29年4月17日 2017-日郵業集第2号）

この改正規定は、平成29年6月1日から実施します。

附 則（平成29年4月25日 2017-日郵事第7号）

この改正規定は、平成29年6月1日から実施します。

附 則（平成29年7月13日 2017-日郵施第59号）

この改正規定は、平成29年8月7日から実施します。

附 則（平成29年9月8日 2017-日郵施第88号）

この改正規定は、平成29年10月1日から実施します。

附 則（平成29年9月19日 2017-日郵事第34号）

この改正規定は、平成29年10月2日から実施します。

附 則（平成30年1月19日 2017-日郵施第168号）

この改正規定は、平成30年2月12日から実施します。

附 則（平成30年2月23日 2017-日郵施第192号）

この改正規定は、平成30年3月5日から実施します。

附 則（平成30年3月1日 2017-日郵営第1167号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成30年3月31日から実施します。

（経過措置）

第2条 この改正規定の実施前に差し出された郵便物については、この改正規定の実施後の規定を適用します。

附 則（平成30年1月29日 2017-日郵営第966号）

この改正規定は、平成30年4月1日から実施します。

附 則（平成30年3月16日 2017-日郵施第214号）

この改正規定は、平成30年4月2日から実施します。

附 則（平成30年3月15日 2017-日郵事第101号）

この改正規定は、平成30年5月1日から実施します。

附 則（平成30年3月22日 2017-日郵施第231号）

この改正規定は、平成30年5月1日から実施します。

附 則（平成30年4月13日 2018-日郵施第1号）

この改正規定は、平成30年5月14日から実施します。

附 則（平成30年5月29日 2018-日郵施第35号）

この改正規定は、平成30年6月4日から実施します。

附 則（平成30年7月13日 2018-日郵事第37号）

この改正規定は、平成30年8月18日から実施します。

附 則（平成30年8月10日 2018-日郵施第68号）

この改正規定は、平成30年8月27日から実施します。

附 則（平成30年7月27日 2018-日郵事第39号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成30年9月1日から実施します。

（経過措置）

第2条 この改正規定の実施前に差し出された郵便物については、この改正規定の実施後の規定を適用します。

附 則（平成30年9月25日 2018-日郵施第123号）

この改正規定は、平成30年10月9日から実施します。

附 則（平成30年12月7日 2018-日郵事第104号）

この改正規定は、平成31年1月1日から実施します。

附 則（平成31年1月18日 2018-日郵施第207号）

この改正規定は、平成31年2月4日から実施します。

附 則（平成31年2月12日 2018-日郵業集第238号）

この改正規定は、平成31年3月1日から実施します。